

2022年4月20日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 様

日本労働組合総連合会  
会 長 芳野 友子

## 2022年度最低賃金行政に関する要請書

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善はまさに焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2021年度改定の結果、地域別最低賃金は全国加重平均930円となりました。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であり、221円という額差を改善しなければ、地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

以上の状況を踏まえ、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

### 記

#### 1. 地域別最低賃金について

##### (1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した目安額が決定されるよう、事務局として努力すること。
- なお、昨年度の目安審議は採決という例年にない事態に至ったが、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再確認した上で、公労使で議論を尽くし、目安を地方審議会に示すことができるよう、審議会運営をはかること。

##### (2) 早期発効に向けて

- 早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定においては、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発

効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

## 2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

### (1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。

### (2) 業務改善助成金の活用促進

- 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

## 3. 特定（産業別）最低賃金について

### (1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的について、地方労働局や地方審議会委員に周知徹底すること。
- その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。

### (2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

## 4. 最低賃金の履行確保

### (1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

### (2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対して指導を強化すること。

以 上